

# ご融資をご利用いただける方について

平成 24 年 1 月 4 日現在

原則として当金庫の会員となれる方がご融資をご利用いただけます。

- ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方
  - ② 当金庫の地区内に事業所を有する方
  - ③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方
  - ④ 当金庫の地区内にある事業所の役員
- ※ ただし、個人事業者で常時使用する従業員が 300 人を超える場合、また、法人事業者で常時使用する従業員が 300 人を超え、かつ資本金が 9 億円を超える場合には、会員となることができません。

上記条件のいずれかに該当されている方であれば当金庫に出資していただき会員とすることができます。なお会員でなくても、ご融資をご利用いただける場合がございますので詳しくは当金庫本支店窓口へお問い合わせください。